

(趣旨)

第1条 この規程は、袋井市水道事業給水条例(平成17年袋井市条例第150号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構成及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、水道メーター(以下「メーター」という。)、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

(給水装置の構造及び材質)

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する基準に適合したものとする。ただし、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置の構造及び材質は、水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が認めたものでなければならない。

(給水管の口径)

第4条 給水管の口径は、その用途別、所要水量及び同時使用率を考慮して決めなくてはならない。

(給水管の埋設)

第5条 給水管は、公道内及び私道内においては土被り60センチメートル以上、私有地内においては土被り30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(メーターの設置位置等)

第6条 メーターは、次のすべてに該当する場所に設置しなければならない。

- (1) 原則として当該建築物の敷地内で、配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い場所
- (2) 検針、点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (3) 衛生的で損傷及び凍結のおそれがない場所
- (4) 水平に設けることができる場所

(受水タンクの設置)

第7条 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所については、受水タンクを設置しなければならない。

(危険防止の措置)

第8条 給水管は、市上水道以外の水道管、ポンプその他汚染のおそれのある設備に直結してはならない。

2 受水タンク、プールその他水槽への給水は、水の逆流を防止する落込みとし、給水口と満水面との間隔は、管径以上とし、最小は、50ミリメートルとする。

3 受水タンクは、排水等による汚染のおそれのない地上又は床面上に設置しなければならない。

4 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

5 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていなければならない。

(給水管防護の措置)

第9条 開渠を横断して給水管を布設するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他によるときは、給水管防護の措置を講じ高水位の高さに布設しなければならない。

2 軌道敷その他電しよく又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を布設するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を布設するときは、露出又は隠ぺいにかかわらず防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を布設するときは、防しよく措置その他の措置を講じなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第10条 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査は、次に定める管理基準に従い、管理するものとする。

(1) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状況により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(2) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 前項の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い並びに味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うものとする。

(代理人の選定)

第11条 条例第5条の代理人を選定しようとする者は、給水装置工事申込書(様式第1号)に記載し管理者に提出しなければならない。また、代理人を変更しようとする者は、代理人変更届(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

(給水装置工事の申込み及び審査)

第12条 条例第10条第1項の規定による給水装置の新設等の申込みをしようとする者及び条例第12条第2項の規定による審査を受けようとする者は、給水装置工事申込書(様式第1号)及び給水台帳(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(給水装置工事完成検査)

第13条 条例第12条第2項の完成検査を受けようとする者は、給水台帳(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(給水の届出)

第14条 条例第18条の規定による給水の届出をしようとする者は、給水届(様式第4号)又は消火栓使用届(様式第5号)を提出しなければならない。

(給水工事の協議)

第15条 条例第11条による給水工事の協議をしようとする者は、給水工事協議書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。また、配水管を延長する場合、及び配水管の口径に比して使用量が多く他に影響を与えるおそれがある場合も、同様とする。

2 管理者は、前項の協議を承認するときは、給水工事協議に関する回答書(様式第7号)を交付するものとする。

3 第1項の規定により協議をした者は、前項の回答による給水工事を承諾する場合は、給水工事協議承諾書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

(利害関係人の承諾)

第16条 他人の土地又は建築物等に給水装置を設置しようとする者は、工事の申込前に、その土地若しくは建築物等の所有者又は代理人の承諾を得なければならない。

2 他人の給水管から分岐する給水装置工事をしようとする者は、工事の申込前にその給水装置の所有者又は代理人の承諾を得なければならない。

3 前項の規定により承諾をした給水装置の所有者又は代理人は、給水装置の使用の中止、廃止又は撤去するときは、あらかじめ分岐引用者に通知しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第17条 給水装置の設置又は管理に関し利害関係人その他の者から異議の申出があったときは、給水装置工事申込者の責任とする。

(給水装置の保証)

第18条 公道に布設された給水装置が損傷したとき、又は公道以外での損傷であっても管理者が必要と認めた場合は、市の負担により修繕する。ただし、給水装置工事施行者の工事に原因がある場合、又は給水装置所有者若しくは使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

(メーターの弁償)

第19条 保管者がメーターを亡失し、又は損傷した場合は、水道メーター亡失損傷届(様式第9号)により届けるものとし、管理者は、その都度弁償額を決定し、損害を弁償させるものとする。

(メーターの検査)

第20条 給水装置の使用人は、メーターに異状があると認めたときは、水道メーター検査申請書(様式第10号)を提出しなければならない。

2 前項の検査の結果、故障の程度が公差を超過したときはその割合に応じて故障を認めた期間の使用水量を改訂し、故障の程度が公差以内であるときはその使用水量は改訂しない。

(使用水量の通知)

第21条 メーターの検針をしたときは、その都度使用水量を使用者に通知する。

(使用水量の算定)

第22条 使用水量が1立方メートルに満たない端数があるときは、翌月の使用水量に合算する。ただし、給水の中止又は廃止するときは、1立方メートルとして計算する。

(使用水量の認定)

第23条 条例第24条の規定による使用水量の認定は、前6月の平均使用水量及びその他使用状況により認定する。

(給水の停止通知)

第24条 条例第36条及び第37条の規定により給水を停止するときは、あらかじめ使用者に通知する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過装置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の袋井市水道事業の給水に関する規程(平成6年袋井市水道事業管理規程第3号)、浅羽町水道分担金条例施行規則(昭和37年浅羽町規則第15号)又は浅羽町水道給水条例施行規則(平

成10年浅羽町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成22年3月5日水管規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年3月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、改正前の袋井市水道事業給水条例施行規程の規定により使用している様式は、改正後の袋井市水道事業給水条例施行規程の規定による様式とみなす。

附 則(平成30年3月30日水管規程第5号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日上下水管規程第18号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、改正前の袋井市水道事業給水条例施行規程の規定により使用している様式は、改正後の袋井市水道事業給水条例施行規程の規定による様式とみなす。

附 則(令和4年3月30日上下水管規程第13号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第11条、第12条関係)

給水装置工事申込書

年 月 日

袋井市長

加入分担金については、袋井市水道事業給水条例及び袋井市水道事業給水条例施行規程を契約の内容とすることに合意し、袋井市水道事業給水条例施行規程第12条の規定により、給水装置工事を申込みします。

工事種別	新設 変更 増設 口径変更 止水栓止 キャップ止 消火栓 臨時用				
施行場所	袋井市				
申込者 (所有者)	住所 氏名 電話 ()				㊦
使用者	住所 氏名				㊦
申込者代理人	住所 氏名 電話 ()				㊦
委任状	私所有の給水装置のうち、図面記載の公道部分の維持管理を袋井市水道事業管理者に委任します。 委任者氏名 ㊦				
土地・建物 給水管所有者の使用承諾欄	私所有の(土地・建物・給水管)を使用することを承諾します。なお、本承諾に関し問題が生じたときは、当事者間で一切解決します。 (土地) 住所 (建物) 氏名 ㊦ (給水管) 住所 氏名 ㊦				
使用目的	一般住宅 共同住宅 その他()				
メーター口径	mm	メーター個数	個	取出管口径	mm
建築確認通知 又は受理証明	通知・受理 第 年 月 日 号	給 水 開 始 予 定 日		年 月 日	

工事予定	着手 年 月 日 ・ 完成 年 月 日						
指定給水装置 工事事業者	住所 事業者名 電話 主任技術者氏名 ㊦						
加 入 分 担 金		審査手数料		検査手数料		受付番号	
口 径	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	受 付 印
合計	円		円		円		

様式第2号(第11条関係)

代 理 人 変 更 届

年 月 日

袋井市長

届 出 人 住 所
(所有者) 氏 名 ㊦

袋井市水道事業給水条例施行規程第11条の規定により、次のとおり届出します。

給 水 装 置 設 置 場 所	
新 代 理 人	住 所 氏 名 ㊦
旧 代 理 人	住 所 氏 名
理 由	
摘 要	

様式第3号(第12条、第13条関係)

給 水 台 帳

種 別	型 状	数 量	単 位		工 事 別		お 客 様	
					施 行 場 所	袋井市	番 号	
					申 込 者	住 所		
						ふりがな		
						氏 名		
					使 用 者	住 所		
						ふりがな		
						氏 名		
					申 込 受 付		設 計 審 査 員	
							受 付 番 号	
					工 期	年 月 日～	年 月 日	
					指定給水装置工事事業者名			
					主任技術者			㊦
						工事担当が各工程で異なる場合は、工程ごとに記入		
					氏 名			㊦
								㊦
								㊦
					メーター器	口径 mm No.		
材料証明使用	JIS・日水・第三・自社					スぺーサー番号		
管網図確認日	年 月 日				開 栓 日	年 月 日	m³	
備考					種 別	設 置 場 所	総 容 量	有 効 容 量
					受 水 槽		m³	m³
					高架水槽		m³	m³
給 水 装 置 工 事 完 成 届								
次のとおり給水装置の工事が完成したので検査をお願いします。 年 月 日								
工事完成年月日	年 月 日				再検査年月日	年 月 日		
水圧試験年月日	年 月 日				再 検 査	☐ 合格	検 査 員	
完成検査年月日	年 月 日							
検 査	☐ 合格 ☐ 不合格	検 査 員			備考	検査依頼受付		
不合格箇所								

様式第4号(第14条関係)
(その1)

給 水 届 1

1 再 開		2 新 設		
水を出す月日		月 日 ()		
場 所 [アパート名・号室] [電 話 番 号]		袋 井 市 () —		
フ リ ガ ナ 氏 名				
生 年 月 日		年 月 日生		
今までの住所				
共 有 代 表 者 [該当の方のみ記入]		住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号() —		
届 出 者 [窓口に来られた方]		袋井市長 年 月 日 上記のとおり届出します。 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号() —		
支 払 方 法		1 金融機関へ口座振替納付依頼書を提出します。 2 納入通知書により金融機関で支払います。		
水道メーター保管書 (新 設 の み 記 入)		袋井市水道事業給水条例第17条の規定に基づき、水道メーターを保管します。 保管者 住 所 _____ 氏 名 _____		
自治会	お客様番号	水道メーター位置	水 道 メ ー タ ー	指 針
	—		口径 mm 番号	m³
種 別			連 絡 票	門 標 設 定 受 付
1 家庭用 2 営業用 3 工場用 4 官公署用				
5 事務所用 6 集合住宅用 7 その他()				

(注)
1 太枠内は、記入しないでください。
2 袋井市水道事業給水条例及び袋井市水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。内容については、袋井市ホームページ等をご覧ください。

(その2)

給 水 届 2

1 中 止		2 廃 止		
水を止める月日		月 日 ()		
場 所 [アパート名・号室]		袋 井 市		
フ リ ガ ナ 氏 名				
これからの住所 [電 話 番 号]		() —		
共 有 代 表 者 [該当の方のみ記入]		住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号() —		
届 出 者 [窓口に来られた方]		袋井市長 年 月 日 上記のとおり届出します。 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号() —		
精算 方法	1 口座振替 2 納付書送付(本人宛) 3 納付書送付(指定先) ※ 転居先も口座振替の継続をする。 はい いいえ		種 別	
			1 家庭用 2 営業用 3 工場用 4 官公署用 5 事務所用 6 集合住宅用 7 その他()	
自治会	お客様番号	水道メーター位置	水 道 メ ー タ ー	指 針
	—		口径 mm 番号	m ³
閉 栓 区 分		2 甲止 3 乙止・ツインバルブ乙止 4 甲乙止 5 甲乙不 6 撤去 7 その他()		受 付

(注)

- 1 太枠内は、記入しないでください。
- 2 袋井市水道事業給水条例及び袋井市水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。内容については、袋井市ホームページ等をご覧ください。

(その3)

給 水 届 3

1 使用者変更		2 所有者変更			
変更希望月日		月 日 ()			
場 所 [アパート名・号室]		袋 井 市			
新	フリガナ 氏 名				
	生 年 月 日 [電 話 番 号]	() 年 月 日生			
	今までの住所				
旧	フリガナ 氏 名				
	これからの住所 [電 話 番 号]	() 年 月 日生			
共 有 代 表 者 [該当の方のみ記入]		住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号() —			
届 出 者 [窓口に来られた方]		袋井市長 年 月 日 上記のとおり届出します。 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号() —			
精算 方法	1 口座振替 2 納付書送付(本人宛) 3 納付書送付(指定先) ※ 転居先も口座振替の継続をする。 はい いいえ		種 別 1 家庭用 2 営業用 3 工場用 4 官公署用 5 事務所用 6 集合住宅用 7 その他()		
水道メーター保管書 (所有者変更のみ記入)		袋井市水道事業給水条例第17条の規定に基づき、水道メーターを保管します。 保管者 住 所 _____ 氏 名 _____			
自治会	お 客 様 番 号	水道メーター位置	水 道 メ ー タ ー	指 針	受 付
	—		口径 mm 番号	m ³	

(注)

- 1 太枠内は、記入しないでください。
- 2 袋井市水道事業給水条例及び袋井市水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。内容については、袋井市ホームページ等をご覧ください。

様式第5号(第14条関係)

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

袋井市長

届 出 人 住 所

(使用者) 氏 名 印

袋井市水道事業給水条例施行規程第14条の規定により、次のとおり届出します。

演 習 場 所	
消 火 栓 場 所 及 消 火 栓 番 号	
使 用 日 時	月 日 時 分から 分間 時 分まで
使 用 水 量	立方メートル
摘要	

様式第6号(第15条関係)

給 水 工 事 協 議 書

年 月 日

袋井市水道事業管理者
袋井市長

給水工事 住 所

申 込 者 氏 名
電話番号 ㊦

住 所
連 絡 先 氏 名
電話番号 ㊦

袋井市水道事業給水条例施行規程第15条の規定により、給水工事申込前に次のとおり協議します。

工 事 場 所	
給 水 区 画 数	区 画
給水取出箇所数	戸
最 大 受 水 量	口 径 ミリメートル 又は 立方メートル／日
開 発 敷 地 面 積	平方メートル
給 水 用 途	
そ の 他	

- 添付図面 1 工事場所略図
 2 公図写し
 3 計画平面図
 4 施設概略図

様式第7号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

袋井市長 印

給 水 工 事 協 議 に 関 す る 回 答 書

年 月 日付けで申請のあった給水工事協議について、下記のとおり回答
します。

記

1 構 造

メーター口径	ミリメートル	本管口径	ミリメートル
分岐管口径	ミリメートル		
受水槽の必要	有 ・ 無	受水槽の容量	立方メートル
布設の必要	有 ・ 無	布設の管口径	ミリメートル
布設替の口径	有 ・ 無	布設替の管口径	ミリメートル

2 条 件

- (1) 布設替等の費用は、申込者の負担とします。
- (2) 公道内へ布設の水道管は、今後の維持管理のため市の所管とします。
- (3) 本回答書の回答日現在のものですので、その後の状況により回答内容を変更する
こともあります。
- (4) 詳細設計については、市と協議してください。

協議番号 号

様式第8号(第15条関係)

給水工事協議承諾書

年 月 日

袋井市長

給水工事 住 所

申 込 者 氏 名
電話番号



年 月 日付け 第 号により通知のあった給水工事協議に関する回答
は、承諾します。

様式第9号(第19条関係)

水道メーター亡失損傷届

年 月 日

袋井市長

届出人住所
(所有者) 氏 名 ㊟

袋井市水道事業給水条例施行規程第19条の規定により、次のとおり届出します。

給水装置 設置場所	
メーター	口径 ミリメートル 番 号
理 由	
概 要	

様式第10号(第20条関係)

水道メーター検査申請書

年 月 日

袋井市長

届出人住所
(所有者)氏名



袋井市水道事業給水条例施行規程第20条の規定により、次のとおり申請します。

給水装置 設置場所			
メーター	口径 ミリメートル 番号		
お客様番号		検査員	
検査年月日		結果	
摘要			

(注) 太枠内は、記入しないでください。